

## 注文していない健康食品を送り付け

～強引な健康食品の電話勧誘に注意！～

注文した覚えのない健康食品を送り付けて代金を支払わせるといった、「強引な健康食品の電話勧誘」に対する相談が、県消費者情報センターに相次いで寄せられており、県安全衛生課から注意を呼びかけられています。

手口や内容、対処方法などを、まわりの人や老人クラブの仲間に知らせるなど、被害にあわないよう注意喚起をお願いします。特に情報が届きにくい一人暮らし高齢者に対しては、友愛訪問や集会等の機会を通じて注意を促して欲しいと思います。

その手口は、事前に「注文のあった健康食品を送ります」といった内容の電話があり、注文した覚えがないことを伝えても、「確かに注文している」と一方的に商品を送り付け、代金引換（代金と引き換えに商品を受け取る）で、代金を支払わせるものです。

一方的に送られてきた商品の代金支払い義務はありませんので、安易に支払わないようにしましょう（支払ってしまうと戻ってこない場合が多い）。

このように注文した覚えのない商品が届いたときは、「受け取り拒否」で商品をそのまま送り返しましょう（業者名や連絡先をメモしておきましょう）

こうした新たな手口による悪質商法や、依然として多い「振り込め詐欺」などの被害にあわないためにも、それぞれの地域の中でしっかりと情報を共有して、未然に防げるようにしてほしいと思います。

※ 国民生活センターのホームページにも今回ご紹介  
([www.kokusen.go.jp](http://www.kokusen.go.jp))

しました情報が掲載されています（PDF形式）。

印刷して配布することも可能です。

※ 消費者問題に関する相談は、役場や県消費者情報  
情報センター（088-623-0611）へ

